

要不変更

争議同知は所屬職掌に窮乏し有様

十月十八日 ~~午後三時~~ 午後三時 有様 裁判官迄

全と備催 (熊本外八〇五) し純益を以て白米一五二斗を贈

へし、又十九日 ~~午後三時~~ 十月廿一日迄の空米を宗法半

の支給を定り ~~更~~ 更中 徳恩貯金の拂戻を五千 (請求五百九十

の差) 拂戻金銀三千十兩) 幸い二回を以て継続し ~~中~~

二斗り、上取米の量、掃束を以てし、封箱を協定し、下取の半

分、宗法の内、下取の底に於ても、絶然に承認せざるを以て、宗

法、代表委員の二斗を以て、交渉を開始するを、し、廿四日

才四時